

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成25年度)

自治体	種類	合計	典型7公害							典型7公害 以外の苦情	
			小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
愛媛県		126	63	14	45	0	2	0	0	2	63
松山市		279	273	106	50	0	64	7	0	46	6
今治市		32	31	3	6	0	7	0	0	15	1
宇和島市		54	53	0	3	0	8	1	0	41	1
八幡浜市		21	15	7	4	0	4	0	0	0	6
新居浜市		143	134	84	6	1	30	0	0	13	9
西条市		90	10	1	1	0	4	0	0	4	80
大洲市		3	3	0	0	0	1	0	0	2	0
伊予市		6	4	0	2	0	1	0	0	1	2
四国中央市		76	68	37	9	0	14	0	0	8	8
西予市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東温市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		704	591	238	81	1	133	8	0	130	113
上島町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久万高原町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松前町		51	27	10	4	0	9	0	0	4	24
砥部町		51	12	1	3	0	5	0	0	3	39
内子町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊方町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼北町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松野町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛南町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町計		102	39	11	7	0	14	0	0	7	63
合計		932	693	263	133	1	149	8	0	139	239

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源 \ 年度	22	23	24
合計	982	942	979
農業	14	39	37
林業	2	2	7
漁業	3	5	1
鉱業	3	4	1
建設業	127	109	137
製造業	112	98	97
電気・ガス・熱供給業・水道業	8	3	4
情報通信業	-	2	2
運輸業	20	5	17
卸売・小売業	20	18	19
金融・保険業	-	-	1
不動産業	10	4	4
飲食店、宿泊業	20	31	22
医療、福祉	5	8	7
教育、学習支援業	2	4	3
複合サービス事業	6	2	3
サービス業(他に分類されないもの)	50	56	69
公務(他に分類されないもの)	5	6	3
分類不能の産業	24	20	17
会社・事業所以外	551	526	528
個人	397	322	361
その他	52	82	49
不明	102	122	118

発生源 \ 年度	22	23	24
合計	982	942	979
焼却施設	22	19	18
産業用機械作動	74	61	69
産業排水	47	41	34
流出・漏洩	61	71	48
工事・建設作業	74	74	61
飲食店営業	8	20	11
カラオケ	3	6	3
移動発生源(自動車運行)	17	8	12
移動発生源(鉄道運行)	1	-	-
移動発生源(航空機運航)	-	1	-
廃棄物投棄	77	66	88
家庭生活(機器)	12	7	6
家庭生活(ペット)	8	3	12
家庭生活(その他)	41	35	35
焼却(野焼き)	340	310	321
自然系	70	80	61
その他	88	88	140
不明	39	52	60

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm <sup>3</sup> /時以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm <sup>3</sup> /時未満の工場	常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	排出ガス量40,000Nm <sup>3</sup> /時以上、かつ排出水量10,000m <sup>3</sup> /日以上以上の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出ガス量10,000Nm <sup>3</sup> /時以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm <sup>3</sup> /時以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm <sup>3</sup> /時未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m <sup>3</sup> /日以上以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m <sup>3</sup> /日未満の工場		
	排出水量1,000m <sup>3</sup> /日以上以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m <sup>3</sup> /日以上以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m <sup>3</sup> /日未満の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)			
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			